

【とちぎグリーン農業推進事業費】

とちぎグリーン農業スタンダード化推進事業費^(※)【新規】 令和8年度当初予算額 90,000 千円

化学肥料・化学農薬の価格高騰の影響を受けにくく、環境負荷の少ない農業構造への転換を推進するため、化学肥料・化学農薬の使用量を低減する技術導入を支援する。

とちぎグリーン農業スタンダード化推進事業費【新規】 予算額 90,000 千円

1 事業内容

化学肥料・化学農薬の低減に寄与する栽培技術の新規導入又は拡大に必要な機械・設備・資材の導入支援

2 事業主体 農業生産組織、農業協同組合 等

3 補助率 1/2以内

4 主な採択要件

- (1) 化学肥料の低減又は化学農薬の使用回数の低減に寄与する栽培技術を導入すること
- (2) 受益面積が30a（施設栽培の場合は10a）以上であること
- (3) 受益農家が3戸以上であること
- (4) 事業実施年度の翌年度までに受益農家全員がみどり認定を受けること

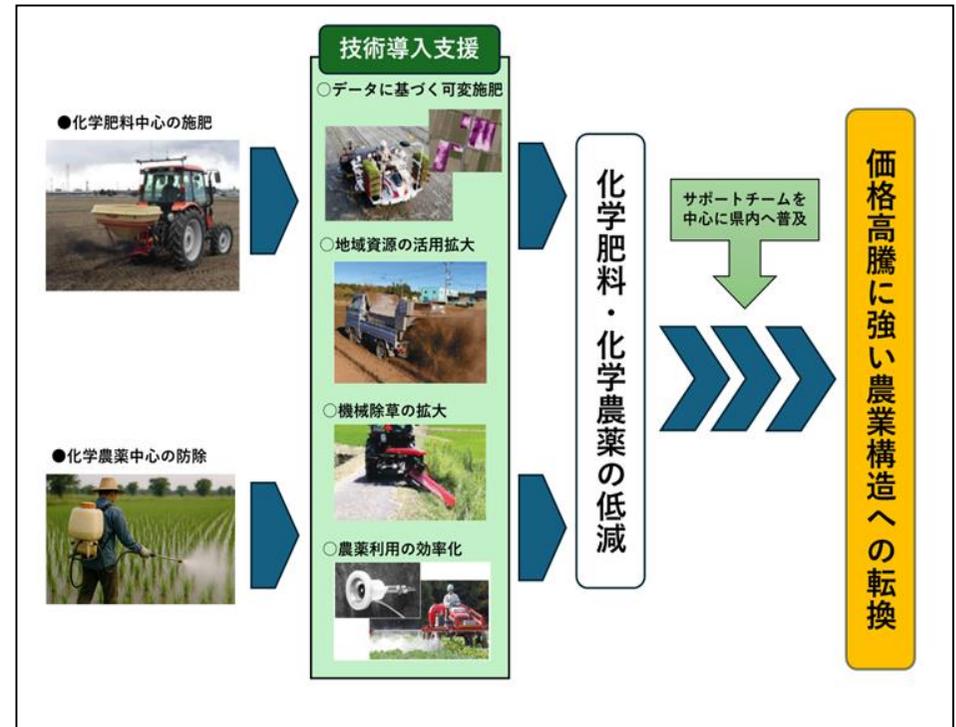
5 交付の流れ

県 → 市町 → 事業主体 又は 県 → 事業主体

6 その他

- ・要望額が予算額を上回った場合、事業効果や栽培技術の波及性、「みえるらべる」の活用等を総合的に評価し採択します。

【事業イメージ】



【農政部経営技術課】

※重点支援地方交付金活用事業